

国民年金保険料は前納が お得です！

⑩1000835

国民年金保険料をまとめて払うと割引になる「前納制度」があります。

口座振替による2年前納の場合には毎月納める場合より**1万5650円**お得です。

納付方法、期間は選べます。※詳細は市HPをご覧ください。くか、お問い合わせください。

対象：国民年金保険料の前納を希望される方 **期限**：前納期間の2カ月前 **その他**：年金手帳、印鑑、通帳などをご持参ください。

▼豊橋年金事務所
☎(0532) 334111

▼保険年金課
☎232149 FAX230180

寄付

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼9月3日、渥美半島ゴルフ親睦会様から、防災対策のため、金15万円。

税

◎税を考える週間
11月11日(日)～17日(土)

パート収入と税

⑩1000813

◆パートで働く人に対する税
収入がパート収入のみで、年収が93万円を超える方には、住民税の均等割(5500円)が課税されます。

また、年収が100万円を超える方には、この均等割に加え、所得割も課税されます。さらに、年収が103万円を超えると、所得税も課税されます。

◆配偶者控除・配偶者特別控除
所得がある方の配偶者がパートで働く場合、パートによる年収が103万円以下であれば、『配偶者控除』が受けられます。

また、年収が103万円を超え、配偶者控除が受けられない場合でも、201万6000円未満であれば、段階的に『配偶者特別控除』を受けられます。ただし、配偶者控除と配偶

者特別控除を併用して受けることはできません。また、扶養者の合計所得が1000万円を超える年には、配偶者控除・配偶者特別控除を受ける

配偶者特別控除の金額 ※住民税の控除額は異なります。	配偶者の合計所得金額									
	38万円超 85万円以下	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下	123万円超
扶養者本人の合計所得金額	900万円以下	38万円※	36万円※	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	900万円超 950万円以下	26万円※	24万円※	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	950万円超 1000万円以下	13万円※	12万円※	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

ことができませぬ。

▼税務課

☎233509 FAX230180

◆**個人事業税第二期分の納期限は11月30日(金)です**

今年度から、第二期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封しておりますので、次の方法で納付してください。

◆納付場所および納税方法

金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所、Pay-easyに対応しているインターネットバンキングまたはATM※、インターネットでのクレジットカードでの納付※が可能です。

※の印があるものと、うちよ銀行は領収証書が発行されませぬ。

口座振替もご利用できま



す。金融機関で手続きをしてください。

▼東三河県税事務所課税第一課
☎(0532) 356127

◆**家屋を取り壊したときは届け出をしてください！**

⑩10002766

家屋にかかる固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在で「家屋課税台帳」に登録されている所有者に対し課税されます。

家屋を取り壊した場合は、必ず年内に届け出をしてください。届け出がない場合、取り壊しの確認が取れず、引き続き課税されてしまうことがあります。

※12月末までに法務局で滅失登記を行う家屋は届け出不要

▼税務課
☎233510 FAX230180

◆お詫びと訂正

広報たはら10月号36ページ、「今月の表紙」の岡本イクヨさんは最高齢ではありませんでした。お詫びして訂正します。